

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成28年の自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の一部改正により、市町村は、自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定。以下「大綱」という。)、都道府県自殺対策計画及び地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市では、第3次庄原市健康づくり計画(平成29年3月策定)の中で、自殺・うつ予防に取り組んでいますが、今後は、自殺対策基本法の理念を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として再構築するとともに、更に推進するため庄原市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策基本法(抜粋)

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2～4 略

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 略

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

自殺総合対策大綱(抜粋)

第1 自殺総合対策大綱の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

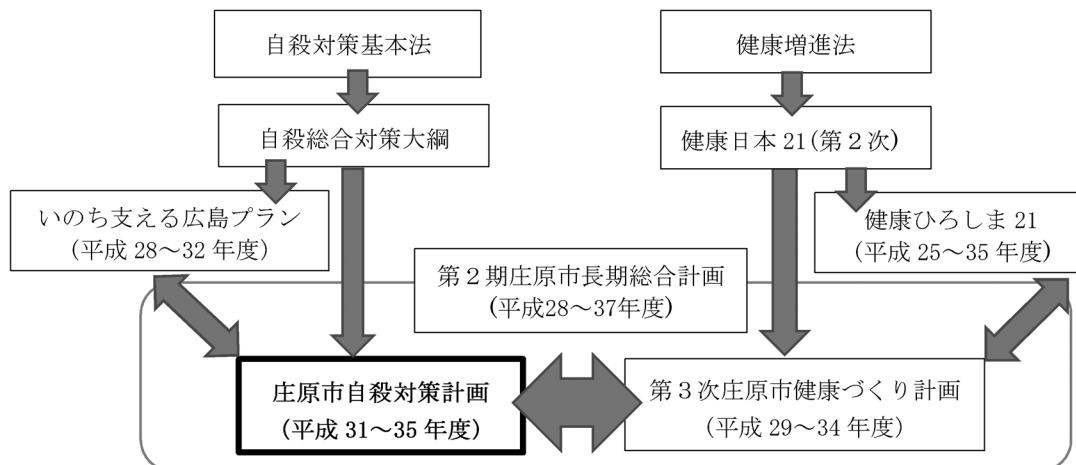
自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策においては、社会における「生きることの阻害因子(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつ総合的に推進するものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、市町村自殺対策計画です。

本計画は、大綱、いのち支える広島プラン及び第3次庄原市健康づくり計画と整合・調整を図っています。

[図：他計画との関係図]



3 計画の期間

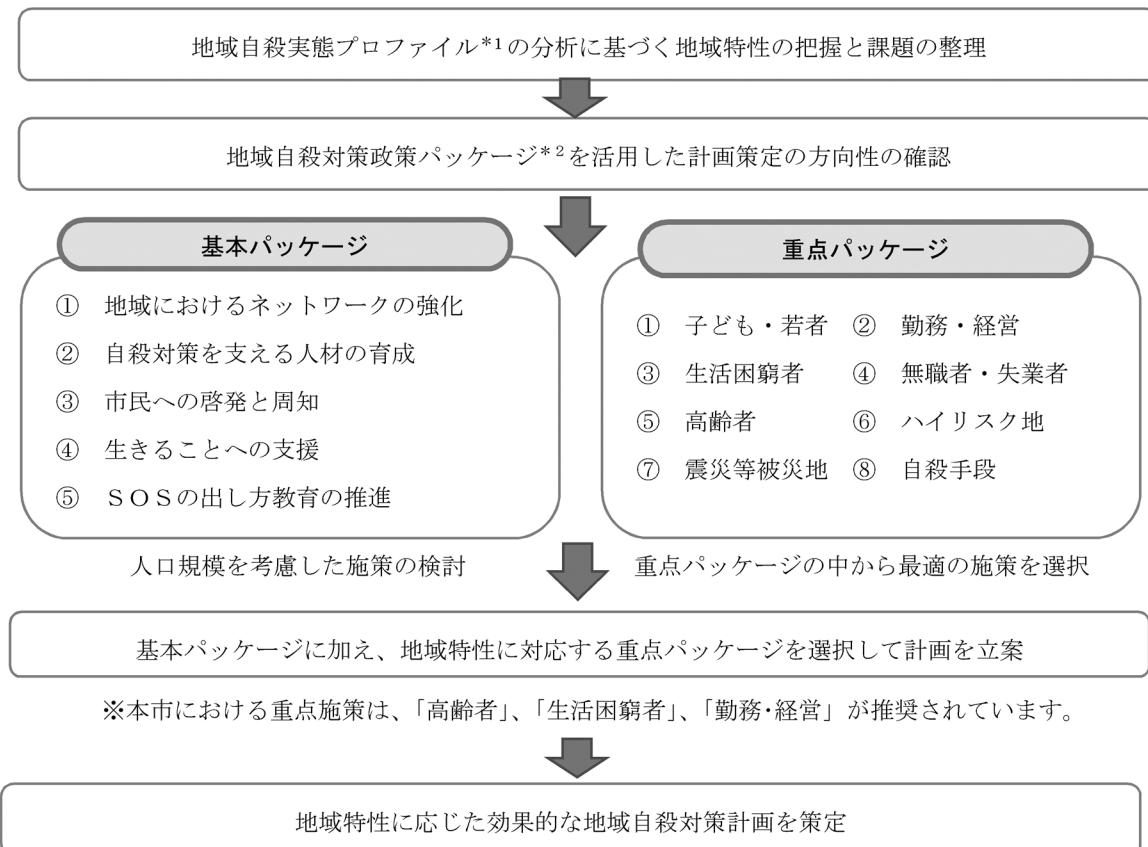
本計画の期間は、大綱の見直しに合わせ、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

[図：計画の期間]

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第2期庄原市長期総合計画(～平成37年度)							
	第3次庄原市健康づくり計画						
庄原市自殺対策計画							

4 計画の策定方針

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、大綱及び地域の実情を勘案して策定する必要があることから、国から示された手順に沿って策定します。



*1 地域自殺実態プロファイルとは

警察庁統計を基に国が自治体ごとの自殺実態を分析したデータ。平成25年から29年までの5年間に自殺で亡くなった人に関し、自殺率ではなく自殺者数を重視して自殺のリスクを評価したもの。

自殺統計データを性別・年代・職業・同居人の有無の4属性でクロス集計し、重視すべき属性群を認識できるようにしています。

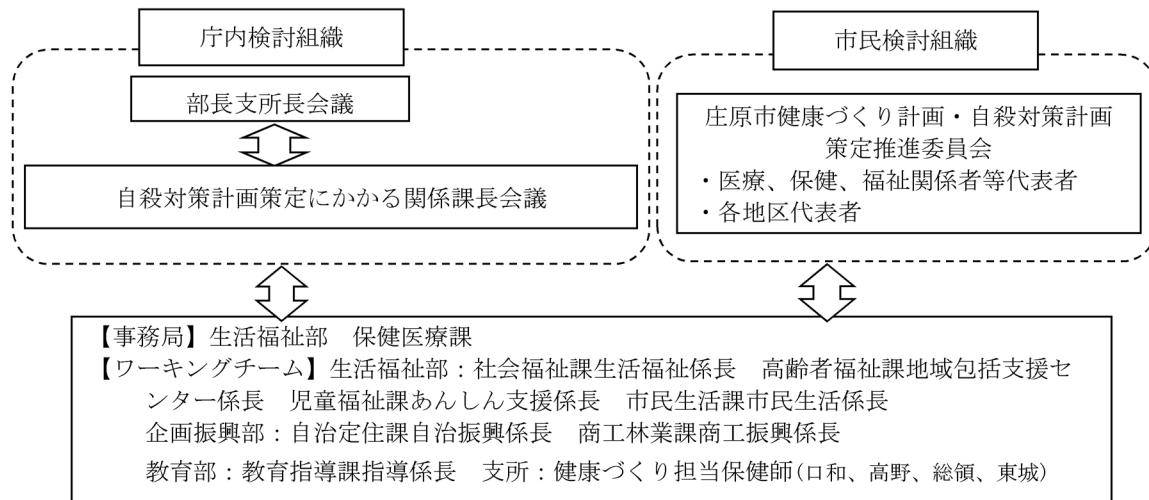
*2 地域自殺対策政策パッケージとは

国が示した自殺対策に関する複数の施策群をまとめたもので、全国的に実施することが望ましい施策群(基本パッケージ)と、地域における自殺者の性・年代等の特性と背景にある自殺の危機経路を参考に、優先的な課題となりうる推奨施策群(重点パッケージ)があります。

5 計画の策定体制

(1) 検討組織

〔図：検討組織図〕



※関係課長：生活福祉部各課長、自治定住課長、商工林業課長、教育指導課長

(2) 市民からの意見聴取

- ① 関係機関ヒアリングの実施
- ② 平成28年度実施「健康意識・生活習慣調査」
- ③ 平成28年度実施「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」
- ④ パブリックコメントの実施